

# 『更級日記』 富士川奇譚をめぐって

## 一富士の神と富士川

飯田 さやか

### 1. はじめに

孝標女は父の任国であった上総から帰京する旅の途中、駿河国を通過した際に富士川に関わる地元の奇譚を耳にする。富士の神のもとに大勢の神々が集まり、来年の司召の事を決めていられるらしいという話題であるが、受領層である孝標女にとって、自身の人生に深く関わる興味深い話題であったことは想像に難くない。以下、『更級日記』本文を引用する。

富士川といふは、富士の山より落ちたる水なり。その国の人の出でて語るやう、「一年ひととせごろ、ものにまかりたりしに、いと暑かりしかば、この水のつらに休みつつ見れば、川上かたの方より黄なる物流れ来て、物につきてとどまりたるを見れば、反ほぐ故なり。とり上げて見れば、黄なる紙に、丹して濃くうるはしく書かれたり。あやしくて見れば、来年なるべき国どもを、除目ちもくのごと、みな書きて、この国来年あくべきにも、守かみなして、また添へて二人をなしたり。あやし、あさましと思ひて、とり上げて、ほして、をさめたりしを、かへる年の司召つかさめしに、この文ふみに書かれたりし、ひとつ違たがはず、この国の守とありしままなるを、三月みつきのうちに亡なくなりて、またなりかはりたるも、このかたはらに書きつけられたりし人なり。かかることなむありし。来年の司召などは、今年ことしこの山に、そこばくの神々あつまりて、ないたまふなりけりと見たまへし。めづらかなることにさぶらふ」と語る。

(『更級日記』、290～291頁)

冒頭に「富士川といふは、富士の山より落ちたる水なり」とあるように、『更

級日記』において富士川は、富士山を源流とする川と見なされている。「一年ごろ」以下「その国の人」の語りであるが、司召が記された紙が流れてきた、という話の筋から分かるように、富士川は富士の神の神意を表出する手段として用いられている。この富士川の奇譚に関しては、これまで「富士山の持つ霊威・神威が、在地の人々の素朴な信仰ととけあって生み出されたものであった」<sup>(注1)</sup>と富士山に対する信仰の一例であると指摘されるに留まり、『更級日記』諸注釈書もおおよそ同様の見解である。しかし、実は、富士の神の神意が富士川によって伝えられる例は、非常に珍しいことであった。後に詳しく見ていくが、六国史における富士の神の神意の表出はすべて噴火によるものであり、富士川によって表されたものはない。『更級日記』において、富士の神の神意は、なぜ富士川から伝えられたのか。また、具体的にどのような信仰を背景として富士川によって示されたのであろうか。本稿では、富士山への信仰の概略を踏まえた上で、富士山信仰の視点から見る『更級日記』富士川奇譚の位置づけを探っていく。

## 2. 記録から見る富士山への信仰の成立

『更級日記』富士川奇譚には、明らかに富士山への信仰が関わっている。「富士の山より落ちたる水」である富士川に、富士山の神とその元集った神々が決めた人事を記した「黄なる紙」が流れてくるということは、富士川が富士山の神の神意を伝える場として機能しているのである。富士山は『常陸国風土記』や『万葉集』に見えるように、古代から霊山として信仰されていた。では、そのような霊山としての時代を経て、富士山への信仰は如何に形成されたのであろうか。

富士山といえば、山頂に常に積もっている「雪」と「噴火（噴煙）」のイメージが基本である。これは『万葉集』以降の和歌の詠法にも反映されており、周知のところである。その一方で、六国史などの記録類における富士山の記述は、噴火に関わるものが大半を占める。公的な記録に残された富士山の記事は、国

家による祭祀に繋がるものであり、古代から平安期に到るまでの富士山への信仰の形成を捉える上で重要である。以下、文学作品も含め記録類を中心に、富士山信仰の形成に関わる記述を概観しておきたい。

まず、富士山の雪のイメージの例としては、次の『常陸国風土記』の記述が古いものとして挙げられよう。

【資料1】『常陸国風土記』筑波郡

古老の曰へらく、昔、神祖の尊、諸神たちの処に巡り行でまして、駿河の国福慈の岳に到りて、卒に日暮に遇ひて、遇宿を請欲ひたまひき。この時、福慈の神答へて曰ししく、「新粟の初嘗して、家内諱忌せり。今日の間は、糞はくは許し堪へじ」とまをす。ここに、神祖の尊、恨み泣き告日りたまはく、「すなわち汝が親ぞ。何ぞも宿さまく欲りせぬ。汝が居むる山は、生涯の極み、冬も夏も雪ふり霜おきて、冷寒さ重襲り、人民登らず、飯食奠ること勿けむ。」とのりたまひき。(中略)是を以て、福慈の岳は、常に雪りて登臨すること得ず。(『常陸国風土記』、360～361頁)

筑波山の繁栄を述べる条に、対照的な山として富士山が記されている。神祖の尊の宿泊を、新嘗の物忌みを理由に断ったために、年中雪が降るようになり、人々が山へ登ることができない、という筋である。ここでは噴火については記されず、万年雪に閉ざされた、人が寄り付かぬ地としての富士山、富士の神が記されている。こうした雪の山としての富士山は、『万葉集』においても見ることが出来る。例として『万葉集』に収められた富士山の詠の中から6首を掲出する。

【資料2】『万葉集』巻第3、317番・318番歌、山部赤人

山部宿禰赤人望<sub>二</sub>不尽山<sub>一</sub>歌一首<sup>并短歌</sup>

天地の 分れし時ゆ 神さびて 高く貴とき 駿河なる 富士の高嶺を  
(布土能高嶺乎) 天の原 ふりさけみれば 渡る日の 影も隠らひ 照る

月の 光も見えず 白雲も い行きはばかり 時じくぞ 雪はふりける  
語り継ぎ 言ひ継ぎゆかむ 富士の高嶺は (不尽能高嶺者)

反歌

田子の浦ゆ うち出でて見れば ま白にぞ 富士の高嶺に(不尽能高嶺尔)  
雪は降りける

反歌の318番歌は『新古今和歌集』や『小倉百人一首』にも収められ<sup>(注2)</sup>、よく知られている詠である。317番の長歌で、天地が分かれた時からある神聖な富士山に、時ならず雪が降っていることが詠まれ、続く318番の反歌でも、富士山に雪が降っていることが繰り返して詠まれている。「不尽」の表記からも、尽きることなく雪が降り続けている山としてのイメージが読みとれよう。富士山と雪を詠む例は次に掲出する319番、320番歌も同様であるが、ここでは新たに燃ゆる火のイメージが加わる。

【資料3】『万葉集』巻第3、319番・320番歌、高橋虫麻呂

詠<sub>二</sub>不尽山<sub>一</sub>歌一首<sup>并短歌</sup>

なまよみの 甲斐の国 うち寄する 駿河の国と こちごちの 国のみ中  
ゆ 出で立てる 富士の高嶺は (不尽能高嶺者) 天雲も い行きはばかり  
飛ぶ鳥も 飛びも上らず 燃ゆる火を 雪もて消ち 降る雪を 火も  
て消ちつつ 言ひも得ず 名付けも知らず 奇しくも います神かも 石  
花の海と 名付けてあるも その山の 堤める海ぞ 富士川と 人の渉も  
その山の 水の激ちぞ 日本の 大和の国の 鎮めとも います神かも  
宝とも なれる山かも 駿河なる 富士の高嶺は (不尽能高峰者) 見れ  
ど飽かぬかも

反歌

富士の嶺に(不尽嶺尔) 降り置く雪は 六月の 十五日に消ぬれば そ  
の夜降りけり

【資料2】の歌と同様、反歌でも雪が常にあることに触れている<sup>(注3)</sup> 一方、「燃ゆる火を 雪もて消ち 降る雪を 火もて消ちつつ」とあるように、雪が火を消しては火が雪を消し、と降雪と噴火とが繰り返されるイメージで捉えられていたことが伺える。雪が降り続けている山のイメージに、燃える山、すなわち噴火する山が加わったのである。また、富士山を日本の鎮めとも表現しており、国にとって重要な山であるとの認識があったようである。虫麻呂の生没年は不詳であるが、天平の頃の人とする説<sup>(注4)</sup>に従えば、そのころには既に富士山が盛んに噴火を繰り返していたのであろうか。【資料1】『常陸国風土記』における雪に閉ざされた富士山とは少し異なった、やや荒々しい火山としての側面が表出している。こうした噴火する山としての富士の詠は他にも見え、以下の2首がある。

【資料4】『万葉集』巻第11、2695 番歌

我妹子に 逢ふよしをなみ 駿河なる 富士の高嶺の (不尽乃高嶺之)  
燃えつつかあらむ

【資料5】『万葉集』巻第11、2697 番歌

妹が名も 我が名も立たば 惜しみこそ 富士の高嶺の (布仕能高嶺之)  
燃えつつ渡れ

或歌曰

君が名も 我が名も立たば 惜しみこそ 富士の高嶺の (不尽乃高山之)  
燃えつつも居れ

いずれも自らの恋心と富士の煙を重ねた詠であり、319 番、320 番歌のような噴火のイメージからは少し外れてきている。こうした自らの恋心を富士の煙に重ねる詠法は、『古今和歌集』仮名序の「富士の煙によそへて人を恋ひ」に代表されるように、多く詠まれていく。論旨から外れるため、以降の歌の例を掲出することは割愛するが、ここまで確認してきたように、富士山は「雪」と「噴

火（噴煙）」の2つのイメージを柱として認識されていた山であったのである。

さて「雪」と「噴火（噴煙）」のうち、富士山への信仰の形成に大きく関わったのは后者である。富士山の神は、当初は【資料1】『常陸国風土記』にあるように雪に閉ざされた山の神といった認識であったと推察される。しかしその後、幾度となく繰り返された噴火を恐れた人々や中央政権により、富士山は本格的に祭祀されるようになる。

以下に掲出する資料は、六国史を中心とした、正確性の高い記録類の富士山の噴火の記録<sup>(注5)</sup>である。まずは記録上最古の富士山噴火の記録を掲げる。

『続日本紀』天応元年（781年）の富士山噴火の報告である。

【資料6】『続日本紀』卷36、天応元年（781）7月6日条

癸亥駿河国言。富士山下雨<sub>レ</sub>灰。々之所<sub>レ</sub>及、木葉彫萎。

（『国史大系』第2巻、475頁）

富士山が噴火し、その灰が木の葉を彫萎させたという報告である。あくまで憶測にすぎないが、降灰による影響は木葉のみならず作物類にも及んだであろう。噴火による周辺地域への影響を窺い知ることの出来る記事である。続く『日本紀略』延暦19年（800年）の記事では、より具体的な噴火の様子が報告されている。

【資料7】『日本紀略』前篇13、延暦19年（800）6月条

癸酉。駿河国言。自<sub>二</sub>去三月十四日<sub>一</sub>。迄<sub>二</sub>四月十八日<sub>一</sub>。富士山嶺自焼。

昼則烟気暗暝。夜則火光照<sub>レ</sub>天。其聲若<sub>レ</sub>雷。灰下如<sub>レ</sub>雨。山下川水皆紅色也。

（『国史大系』第10巻、275頁）

再び駿河国からの報告である。3月14日から4月18日までのおよそ1か月間にわたって噴火が続き、噴煙によって昼は暗く、夜は噴火の光が空を照らし、噴火の音は雷のようであったとある。さらにその降灰は雨の如く降り注いだ上、

ふもとの川は紅色になったとある。この頃、富士山は頻繁に噴火を繰り返しており、2年後の延暦21年にも再び噴火の報告がされている。この時は被害地域が広がったようで、駿河と相模の両国から報告がされている。

【資料8】『日本紀略』前篇13、延暦21年(802)1月8日条

乙丑。(中略)駿河相模国言。駿河国富士山。昼夜恒燎。砂礫如<sub>レ</sub>霰者。求<sub>二</sub>之卜筮<sub>一</sub>。占曰。干疫。宜<sub>レ</sub>令<sub>下</sub>两国加<sub>二</sub>鎮謝<sub>一</sub>、及読<sub>レ</sub>経以攘<sub>中</sub>灾殃<sub>上</sub>。

(『国史大系』第10巻、277頁)

あまりに噴火が頻回であったためか、この時には富士山の噴火を占っている。その結果、「干疫(ここに疫あり)」と出たため、駿河と相模両国に鎮謝を加えさせたとある。「鎮謝」は神仏を鎮めることを指し、ここでは富士山の神に対して用いられている。既に富士山の神は何人かの手によって祀られており、更に念入りに祀るようにした、ということであろう。竹谷鞆負氏がこの記事について、「噴火は単なる自然現象ではなく、山神の祟りであると見なしていた証拠である」<sup>(注6)</sup>と指摘しているように、富士山の神意が噴火によって示される例として認められ得よう。この後、しばらくは噴火が落ち着いたようであるが、『文徳天皇実録』仁寿3年の記事に興味深い記述が見える。

【資料9】『文徳天皇実録』巻5、仁寿3年(853)7月5日条

甲午、以<sub>二</sub>駿河国浅間神<sub>一</sub>預<sub>二</sub>於名神<sub>一</sub>。(『国史大系』第3巻、54頁)

先に掲出した【資料8】の時点ですでに祭祀されていた富士山の神は、ここで浅間名神として名神に列せられる。なお、この直後の7月13日条では、浅間名神は従三位に列せられ、貞観元年1月27日条には正三位に列せられた記事<sup>(注7)</sup>が見える。こうした国家の手による祭祀が行われる中で、富士山の噴火はなおも続く。次に掲出するのは「貞観の噴火」の記事である。

【資料10】『日本三代実録』巻8、貞観6年（864）5月25日条

廿五日庚戌。霖雨。（中略）駿河國言。富士郡正三位浅間大神大山火。其勢甚熾。燒<sub>レ</sub>山方一二許里。光炎高二十許丈。有<sub>レ</sub>雷。地震三度。歷<sub>二</sub>十餘日<sub>一</sub>。火猶不<sub>レ</sub>滅。焦<sub>レ</sub>巖崩<sub>レ</sub>嶺。沙石如<sub>レ</sub>雨。煙雲鬱蒸。人不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>近。大山西北。有<sub>二</sub>本栖水海<sub>一</sub>。所<sub>レ</sub>燒巖石。流理<sub>二</sub>海中<sub>一</sub>。遠三十許里。廣三四許里。高二三許丈。火焰遂及<sub>二</sub>甲斐国堺<sub>一</sub>。（『国史大系』第4巻、135頁）

ここで報告された貞観の噴火は、【資料7】や【資料8】に示した延暦の噴火よりも規模が大きかったことがうかがえる。火炎の高さは「二十許丈」（約60メートル）におよび、本栖という湖に焼石が流れ込んだとある。この噴火については甲斐国からも報告されている。

【資料11】『日本三代実録』巻9、貞観6年（864）7月17日条

十五日辛丑。（中略）甲斐国言。駿河国富士大山。忽有<sub>二</sub>暴火<sub>一</sub>。燒<sub>二</sub>碎崗巒<sub>一</sub>。草木焦殺。土鑠石流。埋<sub>二</sub>八代郡本栖并剗両水海<sub>一</sub>。水熱如<sub>レ</sub>湯。魚鼈皆死。百姓居宅。輿<sub>レ</sub>海共埋、或有<sub>レ</sub>宅無<sub>レ</sub>人、其数難<sub>レ</sub>記。両海以東。亦有<sub>二</sub>水海<sub>一</sub>、名曰<sub>二</sub>河口海<sub>一</sub>。火焰赴向<sub>二</sub>河口海<sub>一</sub>、本栖剗等海。未<sub>二</sub>燒埋<sub>一</sub>之前。地大震動。雷電暴雨。雲霧晦冥。山野難<sub>レ</sub>辨、然後有<sub>二</sub>此災異<sub>一</sub>焉。（『国史大系』第4巻、137頁）

これまでの富士山の噴火の報告は駿河国が主として行っていたが、この貞観の噴火では甲斐国からも報告がされている。【資料10】の駿河国からの報告に遅れること、おおよそ2か月であるが、この報告の遅れも甲斐国側の被害の甚大さを物語る。湖が埋まるなど周辺地域の被害に加え、百姓の家も埋もれるなど人的被害も相当大きかったようである。こうした富士山の噴火による被害を踏まえ、同年8月には次のような記事が見える。



【資料12】『日本三代実録』卷9、貞観6年（864）8月5日条

五日己未。下<sub>レ</sub>知甲斐國司<sub>レ</sub>云。駿河國富士山火。彼國言上、決<sub>レ</sub>之著龜<sub>レ</sub>云。淺間名神禰宜祝等不<sub>レ</sub>勤<sub>レ</sub>齋敬<sub>レ</sub>之所<sub>レ</sub>致也。仍應<sub>レ</sub>鎮謝<sub>レ</sub>之狀。告<sub>レ</sub>知國<sub>レ</sub>訖。宜<sub>レ</sub>亦奉<sub>レ</sub>幣解謝<sub>レ</sub>焉。　　（『国史大系』第4卷、138頁）

甲斐国の報告を踏まえ、著亀をもって占ったところ、禰宜・祝などが勤めを怠ったがために噴火が起きた、との結果が出たという記事である。【資料8】に示したように、駿河国と相模国においては既に富士山の神は祀られているため、甲斐国側でも祀るように、といった指示が出ている。甲斐国側で祭祀が行われるにいたる具体的な経緯は、次の【資料13】に見えたとおりである。

【資料13】『日本三代実録』卷第11、貞観7年（865）12月9日条

九日丙辰。勅甲斐國八代郡立<sub>レ</sub>淺間明神祠<sub>レ</sub>。列<sub>レ</sub>於官社<sub>レ</sub>。即置<sub>レ</sub>祝禰宜<sub>レ</sub>。隨<sub>レ</sub>時致祭。先<sub>レ</sub>是。彼國司言。往年八代郡暴風大雨。雷電地震。雲霧香冥。難<sub>レ</sub>辨<sub>レ</sub>山野<sub>レ</sub>。駿河國富士大山西峯。忽有<sub>レ</sub>熾火<sub>レ</sub>。燒<sub>レ</sub>碎巖谷<sub>レ</sub>。今年八代郡擬大領無位伴直眞貞託宣云。「我淺間明神。欲<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>此國齊祭<sub>レ</sub>頃年為<sub>レ</sub>國史<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>凶咎<sub>レ</sub>。為<sub>レ</sub>百姓病死<sub>レ</sub>。然未<sub>レ</sub>曾覺悟<sub>レ</sub>。仍成<sub>レ</sub>此恠<sub>レ</sub>。須早定<sub>レ</sub>神社<sub>レ</sub>。兼任<sub>レ</sub>祝禰宜<sub>レ</sub>。々潔奉祭<sub>レ</sub>。」眞貞之身或伸可<sub>レ</sub>八尺<sub>レ</sub>。或屈可<sub>レ</sub>二尺<sub>レ</sub>。變<sub>レ</sub>體長短。吐<sub>レ</sub>件等詞<sub>レ</sub>。国司求<sub>レ</sub>之卜筮<sub>レ</sub>。所<sub>レ</sub>告同<sub>レ</sub>於託宣<sub>レ</sub>。於<sub>レ</sub>是依<sub>レ</sub>明神願<sub>レ</sub>。以<sub>レ</sub>眞貞<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>祝。同郡人伴秋吉為<sub>レ</sub>禰宜<sub>レ</sub>。郡家以南作<sub>レ</sub>建神宮<sub>レ</sub>。且令<sub>レ</sub>鎮謝<sub>レ</sub>。雖<sub>レ</sub>然異火之變。于<sub>レ</sub>今未<sub>レ</sub>止。遣<sub>レ</sub>使者<sub>レ</sub>揆察。埋<sub>レ</sub>剗海<sub>レ</sub>千許町。仰而見<sub>レ</sub>之。正中最頂飾<sub>レ</sub>造社宮<sub>レ</sub>。垣有<sub>レ</sub>四隅<sub>レ</sub>。以<sub>レ</sub>丹青石<sub>レ</sub>立。其四面石高一丈八尺許。廣三尺。厚一尺餘。立石之門。相去一尺。中有<sub>レ</sub>一重高閣<sub>レ</sub>。以<sub>レ</sub>石構營。彩色美麗。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>勝言。望請。齊祭兼預<sub>レ</sub>官社<sub>レ</sub>。從之。　　（『国史大系』第4卷、167頁）

甲斐国の八代郡に浅間明神の祠を立てて官社に連ね、祝と禰宜とをにおいて祀るよう勅令が下ったとある。その理由として貞観6年（864）の富士山の噴火が

挙げられている。記事中には、神憑りの様子や建立した社宮が詳細に記され興味深い。ここで注目すべきは浅間明神の託宣の内容である。傍線を付したように、浅間明神が擬大領の伴直眞貞を通し「我は浅間明神なり。此の国に齋き祭らるるを得んと欲し、頃年国吏の為に凶咎を為し、百姓の病死を為す。然るに未だ曾て覺悟らず。仍りて此の恠を成せり。早く神社を定め、兼ねて祝・禰宜を任じ、宜しく潔め奉祭べし」と述べたとある。そして国司が卜坐させた結果も同様であったため、鎮謝したと記される。この一連の流れからは、富士山の神である浅間明神の神意は噴火を通して伝えられている、と認識されていたことが明らかである。なおこの11日後の12月20日には、山梨郡においても浅間明神を祀るよう勅が下ったとの記事が見える。

以上、【資料6】から【資料13】まで六国史における富士山噴火の記事を確認してきた。特に、【資料8】『日本紀略』延暦21年(802)1月8日条では度重なる噴火を受け、駿河国において浅間明神を更に念入りに祀るようになったことが記され、【資料12】『日本三代実録』貞観6年(864)8月5日条では、甲斐国においても祀るよう占いの結果が出たことが記されている。こうした祭祀が行われるに至る背景には、【資料13】『日本三代実録』貞観7年(865)12月9日の託宣の内容によって明らかなように、噴火を富士の神(浅間明神)の神意と見なす考えがあるといえよう。以上により、富士山への信仰は当初は雪を中心としていた一方で、度重なる噴火を経て、噴火を鎮めることがその信仰の中心に据えられていったことが認められる。

### 3. 富士山と富士川—富士山信仰と水

富士山への信仰は、雪のイメージを持つ霊山としての時代を経て、繰り返す噴火を鎮めるために形成されてきたことを確認した。こうした信仰は、富士山の神である浅間明神を祀ることで、鎮火を求める浅間信仰として定着していく。ではこうした流れの中で、『更級日記』の富士川奇譚はどの様に捉えられるだろうか。この奇譚の中に、富士山の噴火の要素は一切語られない。直前に、孝

標女が「夕暮は火の燃えたつも見ゆ」と未だ噴火活動がある様子を記したことを考えても、奇譚の中で噴火が全く語られていない点は注目すべきであろう。本章では、富士川奇譚冒頭の「富士川といふは、富士の山より落ちたる水なり」という記述を手掛かりに、富士川奇譚の背景にあるものを考えていく。

「富士川といふは、富士の山より落ちたる水なり」との記述により、孝標女が富士川を富士山から流れ出る川と認識していたことは明らかである。実際、富士川は富士山を源流とする川ではないが、この認識は孝標女に限ったものではないことは次の【資料14】、【資料15】からも分かる。

【資料14】『万葉集』巻第3、319番歌、高橋虫麻呂

詠<sub>二</sub>不尽山<sub>一</sub>歌一首<sup>并短歌</sup>

なまよみの 甲斐の国 うち寄する 駿河の国と こちごちの 国のみ中  
ゆ 出で立てる 富士の高嶺は(不尽能高嶺者) 天雲も い行きはばかり  
り 飛ぶ鳥も 飛びも上らず 燃ゆる火を 雪もて消ち 降る雪を 火も  
て消ちつつ 言ひも得ず 名付けも知らず 奇しくも います神かも 石  
花の海と 名付けてあるも その山の 堤める海ぞ 富士川と 人の渉も  
その山の 水の激ちぞ 日本の 大和の国の 鎮めとも います神かも  
宝とも なれる山かも 駿河なる 富士の高嶺は(不尽能高峰者) 見れ  
ど飽かぬかも

【資料15】『深養父集』64番歌

峰は燃えふもとはにごるふじ河の我も憂世を住みぞわづらふ

【資料14】『万葉集』319番歌は【資料3】の再掲である。富士川が「その山の水の激ちぞ」、すなわち富士山の川として認識されていることが伺える。【資料15】『深養父集』64番歌も同様に、「峰は燃え」と「ふもとはにごる」と対比されているように、富士川は富士山の川と詠まれている<sup>(注8)</sup>。実際の地理関係はともかく、当時、富士川は富士山から流れ出ると認識されていたのである。

富士山から流れ出ると考えられていた富士川であれば、富士の神の神意も当然、その川によって伝えられることは容易に想定できよう。富士山への信仰は、雪や噴火（噴煙）だけでなく、富士川がそこに関わることで、水の要素も併せ持つことがうかがえるのである。

ここで、富士山と水に関わる興味深い指摘を引用しておきたい。古く折口信夫氏<sup>(注9)</sup>は「ふちは水の神の称号の語尾であり、同時に水の神に奉仕する人の称号であり、又、転じて聖水を以て禊ぎを行ふ場所の名となって、それが普通感じている様な淵といふ地形を表す言葉となったのである」と述べ、富士山の信仰には水に対する信仰の要素があったと指摘している。氏は、富士の語源は「ふち」であり、古代富士の神は水の神であったと言う。また氏は論の冒頭において『更級日記』富士川奇譚に触れ、「大體にさう言ふ信仰の行はれて居たことは、疑へなからう」と述べ、富士山における水の信仰を考える手がかりとしている。「ふち」が「ふし」と変化した可能性については、野本寛一氏<sup>(注10)</sup>が折口氏の指摘を元に検討を行っている。氏は、『延喜式』神名帳に富士郡三座として「富知神社」の名がみえ、同系のもので「富知六所浅間神社」があると指摘している。両社とも読みとして「フヂ」が振られており、東国では「フチ」と「フシ」の2つの呼ばれ方がされていたことを明らかにしている。

前章【資料1】『常陸国風土記』や【資料2】と【資料3】に掲出した『万葉集』の例によって了解されるように、富士山は常に雪が積もる山であった。雪が山に積もれば、その雪は雪解け水として、山に降った雨とともに伏流水として麓に現れる。実際、富士宮市にある富士山本宮浅間神社の境内の湧玉池は、富士山の伏流水を源としている。湧玉池の手前で溶岩が止まり、富士山にしみ込んだ雨や雪解け水が湧水として地表に現れているのである。富士山への信仰と水の関係を考える上で、重要な例といえよう。

こうした富士山の水への信仰については、先行の研究において様々な検討が行われてきた。先に引用した野本氏は、古代富士信仰について「富知」として、古代農耕とかかわりの深い水神として崇拜されていたものと考えてよからう<sup>(注11)</sup>とし、富士山の信仰には豊富な水に由来する農耕の水神としての側

面があったことを指摘している。山岳信仰の発端に水への信仰があることは富士山に限らず、桜井徳太郎氏<sup>(注12)</sup>の「人間生活にとって不可欠な飲料水や農耕民にとって重要な灌漑用水の供給源が、自然崇拜の強い古代人の関心に上らないということはない。日本の霊山に多く見られるように、そこには「水分の神」がこもって人々の生命を差配するものと観念される」との指摘に代表される、水は山への信仰の重要な基点の一つなのである。当然、富士山の信仰にも水への信仰の側面はあったと考えるのが自然であろう。

富士山と水との関わりについては、都良香が『富士山記』に「大きな泉有り、腹の下より出づ。遂に大河を成せり。その流寒暑水旱にも、盈縮有ること無し。」<sup>(注13)</sup>と記していることから、富士山の水が一定した豊富な水量で麓を潤していた様子が伺える。こうした富士山の水が信仰の対象となることは当然であるとも言えよう。その一方でこうした信仰の中には、1章で確認したように、度重なる噴火を鎮めるという側面もあった。つまり、富士山への信仰は「噴火」と「水」の2つの要素が見て取れるのである。

噴火と水への信仰の前後関係については諸説あり、いまだ明確ではない。遠藤秀男氏<sup>(注14)</sup>は「こうして各地に根をおろした浅間信仰は、ただ富士山を祀る神社としてではなしに、実は「水徳の神」として農業神の性格をもって敬われたという事実も知らねばならない。はじめは噴火する山への鎮魂であった祭祀がやがて水神として想定されると、水を支配する神として、民間信仰の中に深く入り込んでいったのである。」とし、噴火を鎮める信仰が先であったと指摘している。一方、野本氏<sup>(注15)</sup>は富士山の神が「富士」・「富知」という名から「浅間」に変化した点に注目し、「富士山の噴火を鎮めるには火山神（浅間神）を祭ることが必要だったのであり、富士山における浅間信仰は、噴火にもとづく火神信仰が水神信仰としての富知信仰を圧倒したことに始まるのである」と指摘し、水への信仰が先行していたとする。

その前後関係はともかくとして、「噴火」と「水」2つの側面がある富士山の信仰の流れの中に、『更級日記』富士川奇譚は記されたのである。野本氏の指摘する水神としての古代富士信仰も、噴火を鎮めるための富士山の神の祭祀

の何れも、孝標女よりも以前の時代に行われていたものである。孝標女が「その国の人」から聞いたという富士川奇譚は、単なる地元の信仰などではなく、富士山信仰における水の側面を反映したものと見なすことができよう。水に関わる神でもある富士山の神の神威が、「富士の山より落ちたる水」である富士川によって伝えられることは必然であったといえよう<sup>(注16)</sup>。

#### 4. 川上から流れ来るもの

前章において、富士山信仰が水に対する信仰の側面も持っていたことを確認した。ここではやや補足的になるが、富士川奇譚で川上から反故紙が流れてきたことについて確認しておきたい。紙に限らず、川の上流から物が流れてくるという話は非常に多い。そしてその流れ来たものは、神に関わるものが多いことも指摘できよう。紙幅の都合上、すべての例を掲出することは出来ないため、下にその例を2例挙げておく。

##### 【資料16】『風土記』逸文（『山城国風土記』）

か も たける つのみ みこと たには くにかみの かみ いかこやひめ まきて  
 賀茂の建の角身の命、丹波の国の神野の神、伊可古夜日女を娶きて生みま  
 せる子、玉依日子と名く。次、玉依日売と曰ふ。玉依日売、石川の瀬見の  
 みこ たまよりひ こ なづ つきて たまよりひめ  
 小川に川遊したまひし時、丹塗矢、川上ゆ流れ下りき。乃ち取りて床辺に  
 かはあそび にぬりや すなは とこのべ  
 挿し置き、遂に孕みて男子生まれませり。（中略）さて子と語らひて言ひた  
 まはく「汝の父と思はむ人にこの酒を飲ましめよ」といふ。すなは ざかつき  
 挙げて天に向きて祭らむとして、屋の薨を分き穿ち天に升りたまひき。乃  
 ぎさ あめ や いらか わ うか のぼ すなは  
 ち外祖父の名に因りて、可茂の別雷の命と号く。謂ゆる丹塗矢は乙訓の  
 みな よ か も わけいかづち みこと なづ いは おとくに  
 郡の社に坐せる火の雷の命なり。（以下略）（『風土記』、438～439頁）

##### 【資料17】『日本書紀』卷第11、仁徳天皇

とほつあふみくにのみこともち ふみ たてまつ まを おほきなる き あ  
 六十二年の夏五月に、遠江国司、表を上りて言さく、「大樹有りて、  
 おほ る がは なが かはくま とどま おほ とうだき もと ひとつ すゑ  
 大井河より流れ、河曲に滄れり。其の大きき十圍、本は一にして、末は

ふたまた 両なり」とまをす。時に 倭直 吾子籠を遣し、船に造らしめて、南の海より運して、難波津に将来りて、御船に充つ。〔『日本書紀』2、67頁〕

【資料16】『風土記』はいわゆる丹塗矢伝説の一つである。石川の瀬見の小川(賀茂川)に乙訓社の神が姿を変えた矢が流れて来て、可茂別雷命が誕生するという筋である。類話としては『古事記』に記された、大物主神と勢夜陀多良比売の話が挙げられる。丹塗矢伝説の要は、神が丹塗矢に姿を変えて女性のもとを訪れ、子が生まれるというところにあるわけだが、今回注目するのは矢が川上から流れて来た点である。【資料17】『日本書紀』は大井川から二俣の大樹が流れ着いたという報告を受け、官船に仕立てている。二俣の叉木は神が宿るものとされる。前者は神の化身、後者は神が宿るとされる二俣の木が川上より流れて来ている。これらの例のように、川上から流れ来る物にはなぜ神性がまつわる場合が多く見られるのか、ということについて触れておきたい。これはいわゆる「他界観」に基づき、山を他界とする思想に由来すると考えるのが穏当であろう。柳田国男氏<sup>(注17)</sup>の「海からしだいに遠ざかって、山々の間に入って住んだ日本人は、天から直接高い嶺の上へ、それからさらにふもとにおりたまう神々を迎え祀る習わしになっていた。だからまた谷水の流れに沿うて、人界に近よろうとする精霊を信じたのであった。」との指摘があるように、山から流れる川は、神の通行路であったのである。無論、富士川奇譚の舞台である富士川も、富士山から流れ落ちる川と考えられていた以上、山から神が下り、その神意が伝えられる手段であると見なされていたのであろう。両者の関わりについては、興味深い記事が『日本書紀』にみえる。

【資料18】『日本書紀』卷第24、皇極天皇3年

秋七月に、東国の不尺河の辺の人大生部多、虫を祭ることを村里の人に勧めて曰く、「此は常世の神なり。此の神を祭らば、富と寿とを致す」といふ。巫覡等、遂に詐きて神語に託せて曰く、「常世の神を祭らば、貧しき人は富を致し、老いたる人は還りて少ゆ」といふ。(中略) 都鄙の人、常世虫

と しき り お 置 きて、 う た ま さ き は ひ も と た か ら す 都 て 益 す 所 無 く、  
お と つ び 損 り 費 ゆ る こ と 極 め て 甚 し。(以下略) (『日本書紀』3、94～95頁)

富士川周辺で常世虫を祭るといふ新しい信仰が興ったとある。この信仰も、富士川流域だからこそ興ったものであろう。富士山の神威を基底に、常世虫は富士山から富士川を伝って里へ下りてきたと考えられたのである。

このように、川は「他界」である山や上流から神やそれにまつわる物を我々のもとへと運ぶ手段であった。『更級日記』富士川奇譚における富士川の役割も同様である。3章で確認したように、富士川流域を含めた富士山の麓では、六国史に見えるような噴火を鎮める信仰の他に、水源としての富士山に対する信仰も存在した。孝標女一行に奇譚を語って聞かせた地元の人間にとっては、生活により密接した水の神としての富士神のイメージが強く、こうした奇譚が語られたのであろう。

## 5. おわりに

以上、『更級日記』富士川奇譚について、富士山への信仰との関わりから検討を試みた。1章で確認したように、古代富士山は雪と噴火のイメージでもって語られ、信仰の中心には噴火が据えられていた。その一方で、富士山は人々の生活の要となる水を供給する源としての役割もあった。そうした信仰の中で、富士山と強く結びついて認識されていた富士川が、富士山の神の神意が伝えられる場として機能したのであろう。『更級日記』富士川奇譚は、記録類には表れない、富士山信仰の水の側面を強く反映したものであるといえるのである。

今回論じた富士川奇譚は、駿河国の記述を締め括る位置にある。その土地の現在の情景を述べた後に、当地の伝説を記すという構成は、武蔵国も同様であった。一方で、武蔵国で記された竹芝伝説とは対照的に、この奇譚は直接体験の「き」で語られるという特徴がある<sup>(注18)</sup>。孝標女が「国の人」の語り口調をそのまま記したのか、意図的に「き」を用いて記したのかは定かではない。しか



し、人口に膾炙された「雪」や「噴火」のイメージを持つ山としてではない、新たな富士山の一面への新鮮な驚きと、都人が知らない富士山の新しい話題を提供するという意識が、「き」を用いた記述からは見えてこよう。こうした武蔵国の記述との相違は、当地の伝説の記され方だけではない。武蔵国が「ことにをかしき所も見えず」と表現された一方で、上総にいた折は遠くから見るだけであった富士山を目の前にした孝標女は、その姿を「さまことなる」山としてその色彩も丹念に描写している。武蔵国では遠い昔の栄華に思いを馳せることしかできなかった一方、駿河国では美しい富士山や清見が関を眼前にし、富士神と富士川に関わる新しい話題を耳にすることが出来たのである。こうした富士山の实景への感動や除目に関わる話題を耳にしたことによる自身の人生への期待感が、富士川奇譚前後の記述からは読み取れよう。

※文学作品は注記のない限りは新編日本古典文学全集より引用した。和歌の引用は『新編国歌大観』による。表記は漢字をあてるなど一部私に改めた。

(注1) 多田真理子「除目の説話をめぐって—『更級日記』富士川の伝承を中心として—」(『国文』49号、お茶の水大学国語国文学会、1978.7)

(注2) 「田子の浦にうち出でて見れば白妙の富士の高嶺に雪は降りつつ」の形で収録されている。

(注3) なお、反歌「富士の嶺に 降り置く雪は 六月の 十五日に消ぬれば その夜降りけり」について、『万葉集註釈』では「富士の山には雪のふりつもりてあるが六月十五日にその雪消えて子の時よりしもには又ふりかはると駿河国の風土記にみえたりといへり」(冷泉家時雨亭叢書第39巻『金沢文庫本万葉集卷第十八・中世万葉学』朝日新聞社、1994、338頁)と注されている。

(注4) 『国史大辞典』

(注5) 六国史の記事検索には、雕竜日本古籍全文検索叢書シリーズ『六国史(CD-ROM)』(凱希メディアサービス、出版年不明)を使用し、本文引用は『国史大系』によった。また、用例の収集および検討にあたって以下の論を参照した。

- ・竹谷鞆負『富士の祭神論』岩田書院、2006
- ・小山真人「富士山の歴史噴火総覧」(『富士火山』山梨県環境科学研究所、2007)
- ・権東祐「神話解釈史から見る富士山の祭神変貌論—その歴史的叙述を中心として—」(『日

本研究』第56集、2017.10)

(注6) 竹谷鞆負「〈浅間大神=富士山の祭神〉モチーフの成立と展開」(竹谷鞆負『富士の祭神論』岩田書院、2006、第2章所収)

(注7) 『日本三代実録』巻2

(注8) こうした認識は中世でも同様にみられ、『海道記』には「音に聞きし名たかき山のわたりとて底さへ深し富士川の水」(依拠本49頁)とある。

(注9) 折口信夫『折口信夫全集』第16巻、中央公論社

(注10) 野本寛一「富士山本宮浅間神社」(谷川健一編『日本の神々—神社と聖地』第10巻、白水社、1987)

(注11) 注10

(注12) 桜井徳太郎「山中他界観の成立と展開—伊勢朝熊山のタケ参り—」(桜井徳太郎編、仏教民俗学大系3『聖地と他界観』名著出版、1987)

(注13) 日本古典文学大系69『懐風藻・文華秀麗集・本朝文粹』岩波書店、1975

(注14) 遠藤秀男「富士山信仰の発生と浅間信仰の成立」(平野榮次編、民衆宗教史叢書第十六巻『富士浅間信仰』雄山閣出版、1987)

(注15) 注10

(注16) 本論で取り上げるのは富士川のみであるが、以下『更級日記』全体の川に関わる論考の一部を紹介しておく。

・原田敦子「川の文化・川の文学—境界としての川—」

(大阪成蹊女子短期大学国文学科研究室 編『淀川の文化と文学』和泉書院、2021 所収)

・原岡文子「『更級日記』の「橋」「渡り」をめぐって—境界へのまなざし」

(原岡文子『源氏物語の人物と表現：その両義的展開』翰林書房、2003年)

・元吉進「更級日記の橋の記述をめぐって—断橋の風景—」(『學苑』第807号、2008.1)

(注17) 柳田国男『桃太郎の誕生』角川学芸出版、1973

(注18) 新日本古典文学大系『更級日記』頭注においてもすでに指摘がされている。